

〈2〉対中技術流出事案の分析

—米国の摘発事例を素材に—

慶應義塾大学 法学部 非常勤講師／CISTEC 輸出管理アドバイザー 森本 正崇

1. はじめに

輸出管理や技術流出について説明する際、しばしば聞かれる質問や要望に、「具体的な事例を教えてほしい」というものがある。確かに具体的な事例は、輸出管理や技術流出防止の実務をリアルに感じることができる。そうした際、過去の刑事事件等を説明することが多いが、幸か不幸か我が国においては、刑事事件化された事件は少なく、また事件についても、どのような貨物をどの国に違法輸出したという内容が中心で、具体的な態様等についての解説は少ないのが実情である。そこで、本稿では米国で摘発された事例を素材に、技術流出事案を検討してみたい。米国では我が国と比較すれば多数の事件が摘発されており、また事件の内容についても詳しく公表されている。本稿では、特に、中国向け技術流出事案に着目したいと考えている。その際、どのような貨物や技術が流出したのかだけでなく、どのように流出したのかといった、流出の手口や態様に着目したい。すなわち、何が流出したのかだけでなく、どのような立場、経歴の者が、どのような経緯で流出させたのか、である。また、これから紹介する事例は、必ずしも輸出管理関連法違反ではない。むしろ、輸出管理関連法の違反が問われたのは、少数派である。輸出管理関連法以外に、どのよ

うな法的責任が問われているかにも合わせて着目したい。

2. 中国政府のスパイとして起訴 —元の職場ハルビン工程大学の 指示で機器調達¹

2016年4月、フロリダ大学非常勤職員Amin Yuが、外国政府機関のエージェントになっていたとして起訴された。Yuは中国国籍で、米国永住権者である。

①事案の概要

Amin Yuは、2002年から2014年にかけて、ハルビン工程大学（Harbin Engineering University (HEU)）の教授等の指示に基づき、無人潜水艇（unmanned underwater vehicles (UUVs)）や、遠隔操作無人探査機（remotely operated vehicles (ROVs)）、自律型無人潜水艇（autonomous underwater vehicles (AUVs)）といった潜水艇（marine submersible vehicles）のシステムや構成部品を、HEUや他の政府機関のために、米国企業等から購入し、中国に送付していた。

HEUは1953年に中国人民解放軍軍事工程学院として創立した²。その後、1966年にハルビン工程大学と名称を変更したが、中国人民解放軍海軍をはじ

¹ 本節の記述は、特に断りのない限り、起訴状（<https://www.justice.gov/usao-mdfl/file/843506/download>）及び司法省のプレスリリースの記述に基づいている。U.S. Attorney's Office, Middle District of Florida, Department of Justice, "Orlando Woman Charged With Multiple Crimes, Including Acting As An Illegal Agent Of A Foreign Government And Conspiracy", April 21, 2016.

² 哈爾濱工程大学「歴史沿革」（<http://www.hrbeu.edu.cn/xygk/lsg.aspx>）。ちなみに、我が国の電気通信大学のホームページでは、電気通信大学の協定校として「もっとも親しい友好関係にある大学の一つ」と紹介されている。「創立は、軍事部（ママ）所属の船舶工学大学（ママ）として発足したが、今では『中国211計画』の21世紀中国Top100大学の一大学として2期6年間連続して選ばれている優良校」であり、「中国語の習得にはお勧めの大学である」と紹介されている。（<http://www.fedu.uec.ac.jp/studyabroad/international-partner-universities/asia/hrbeu-cn.html>）。ハルビン工程大学が自らホームページで紹介している、人民解放軍との密接な関係については、何ら触れられていない。

め、中国政府機関向けの研究開発に従事している。現在は、工業情報化部（MIIT）の監督下にある。3。1998年に米国に移住する以前、YuはHEUの海洋管理機器・システム研究部（Marine Control Equipment and System Research Division）で研究室長を務めていた。Yuは教授Aの指導の下、水中ROVsの航法等のプロジェクトに従事していた。教授Aは、HEU自動化学院教授であった。

Yuは、教授Aやその他のHEU関係者（准教授B、C、D、E）からの発注に基づき、米国、カナダ、欧州の企業から物品を購入し、HEUや人民解放軍海軍等の潜水艇開発のために、教授A等に送付（輸出）した。YuはIFour International, Inc. (IFour)を経営しており、IFour名義で調達活動をしていた。具体的には、IFourが製造企業等から貨物を一旦購入し、IFourが米国から中国に送付（輸出）していた。

いくつかの輸出案件では、具体的な経緯が紹介されている。

2009年4月、准教授Bが、HEUのために調達してほしい物品リストをYuに送付した。Yuは米国企業から物品を調達し、UPS（United Parcel Service）を利用して、2009年10月、水中音響探知装置（acoustic locator devices）や水中ケーブル、コネクタを中国企業1に送付した。その際、価格を過少に偽り、輸出貨物の電子申告を怠った。

2010年9月、再び准教授Bからemailで調達リストが送付され、2011年2月に、CPUや水中ケーブルやコネクタを送付した。

その後、Yuは、HEUからの依頼に基づき、カナダ企業からマルチプレクサーを購入し、2011年4月、中国企業2に送付した。その際、Yuへの購入代金は、中国企業2からではなく、中国企業3から送金された。

2011年5月には、海底面状況探査ソナー（sidescan sonar）や水中センサーを中国企業3に送付したが、その際にはFedExを利用した。

2013年6月、准教授Bは、HEUのために調達してほしい物品リストをYuに送付した。これまでの案件は、Yuが製造企業等から調達し、まずは自宅（IFour）宛に送付させ、Yuが中国へと送付していた。ところが、本件は、Yuの自宅宛に送付するとこのこれまでの注文とは異なり、調達する水中ケーブル、コネクタを、米国製造企業からハルビン空港の中国企業4宛に直接送付するよう依頼した。なお、Yuの注文書では、HEUが最終需要者とは言及されていない。しかし、米国製造企業が直接中国に送付することを断ったため、Yuの自宅宛の注文に変更した。

その後、2014年1月、Yuは、米国製造企業が利用している運送会社から輸出させようと、FedExの送付書を米国製造企業に送り、中国向け輸出というFedExの送付書を米国製造企業に貼らせるように仕向けた。Yuが調達した水中ケーブル、コネクタは、運送会社からFedExで中国企業4に向けて送付された。なお、Yuが自ら輸出することを避けた理由については、起訴状では触れられていない。

②輸出管理の視点から

一連の調達活動により、Yuが外国政府のエージェントとして活動したとして、訴追されている。そのため、個々の輸出品目の、米国輸出管理法（輸出管理規則（Export Administration Regulation（EAR））や国際武器取引規則（International Transfer in Arms Regulations（ITAR）））における許可の要否は、起訴状では判断されていない（判断するまでもなく違法として訴追されている）。さらに、Yuは、輸出に当たり価格を過少に申告し、最終需要者を正確に申告しなかった罪でも起訴されている。

全ての案件で、HEUは直接の輸出先（需要者）とはなっていない。Yu（IFour）の契約相手もHEUではなく、中国企業1、2等となっている。また、中国企業1、2等がいわゆるフロントカンパニーであるかどうかは定かではないが、マルチプレ

³ Harbin Engineering University, “Our History” (<http://english.hrbeu.edu.cn/About/Our%20History/2013-11-18/85.html>). 名称は1970年に船舶工程学院に変更された後、1994年に再びハルビン工程大学となった。なお、百度百科によると、工業情報化部（旧国防科学技術工業委員会）に属する七大学を「国防七校」と称する（<http://baike.baidu.com/view/10492109.htm>）。七校は、北京航空航天大学、北京理工大学、ハルビン工業大学、ハルビン工程大学、南京航空航天大学、南京理工大学、西北工業大学である。いずれも人民解放軍とのつながりも深く、機微度の高い兵器等の開発や製造に従事していると言われている（一般財団法人安全保障貿易情報センター『中国ビジネスに潜む軍事転用・拡散リスク』（2015）、119頁参照）。ハルビン工業大学や北京航空航天大学は、外国ユーザーリストに掲載されている。

クサーの輸出案件のように複数の中国企業が同時に関与し、輸出先と代金の送金元が別の企業であるケースもある。

・「典型的な西側企業における重要なコストは、R&Dと（労務費等の）管理費用であるが、我々はその費用を大幅に節約する」⁵（2007年1月25日）

3. 天津大学教授を産業スパイで起訴 一帰国した元従業員による営業秘密 流出⁴

2015年5月、天津大学教授のWei Pang、Hao Zhang、Jinping Chen等、6名が営業秘密の窃取や経済スパイの容疑で起訴された。

①事案の概要

PangとZhangは、南カリフォルニア大学留学時の同級生だった。Pangは2006年に南カリフォルニア大学で博士号取得後、2009年まで米国企業Avagoに勤務していた。Zhangも2006年に南カリフォルニア大学で博士号取得後、2009年まで米国企業Skyworksに勤務していた。

流出したのは、Avago及びSkyworksが有する圧電薄膜共振子（FBAR）技術である。一般的な利用法は、携帯電話等の無線機器における無線周波数のフィルターである。他方で、FBAR技術は、民生用途だけでなく軍事用途でも、無線機器の小型化・効率化のために重要な役割を果たしている。

2006、2007年頃から、PangやZhangは、中国でFBAR技術を利用した製造事業を始める機会を探し、中国の大学等に打診をしていた。PangがZhang等に送ったemailには、次のようなものがあつた。

- ・「会社で個人向けemailアカウントをチェックしないように。企業内ネットワークにあると追跡される可能性がある」（2006年10月30日）
- ・「自分の仕事は、プロセスを可能な限り詳細に把握し、中国にコピーすることに全力を傾けることだ」（2006年12月10日）

天津大学のJ.Y.（J.Y.は起訴されていない）は、2008年1月、天津大学で開催されたFBARシンポジウムで、訪中していたPangと出会う。J.Y.は同シンポジウムでのPangの講演を聴講していた。その後、J.Y.はPangに天津大学職員への応募に必要な情報を求めた。同日、Wei PangはJ.Y.に非公表のAvagoの米国特許申請案を、天津大学での雇用に関係する書類とともに、emailで送付した。2008年8月31日から9月1日、天津大学副学長及び精密儀器与光電子工程学院⁶（College of Precision Instrument）長が訪米し、PangやZhang等に会った。その後、2008年9月8日、天津大学副学長は、PangやZhang等にemailを送り、天津大学が積極的に事業実施に必要な資金、設備、場所を獲得し、Pangのチームを全面的に支援すると言った。

天津大学は、PangやZhang等が中国にFBAR組立工場の設立を支援することに合意した。PangやZhangは、それぞれAvago及びSkyworksに勤務しながら、天津大学と緊密にやり取りを重ねた。

2008年9月以降、PangとZhangは、それぞれ勤務先の営業秘密に指定された仕様、ソースコード、デザイン・レイアウト等を窃取した。例えば、2008年9月11日、Wei PangはHao ZhangにAvagoの営業秘密が入ったファイルをemailで送付した。2008年10月25日から11月22日までの間、Hao Zhangは、天津大学のFBAR組立施設建設準備のため、いずれもSkyworksの営業秘密が含まれているAviza AIN sputter deposition tool、Omega AIN etching tool、Sigma deposition toolの仕様と価格を、共謀者にemailで送った。2008年11月10日、Wei Pangは起訴されていない共犯者（H.I.）に、Avagoのdeep

⁴ 本節の記述は、特に断りのない限り、起訴状（<https://www.justice.gov/file/439936/download>）及び司法省のプレスリリースの記述に基づいている。Office of Public Affairs, Department of Justice, “Chinese Professors Among Six Defendants Charged with Economic Espionage and Theft of Trade Secrets for Benefit of People’s Republic of China”, May 19, 2015.

⁵ 起訴状によると、本メールの趣旨は、「研究開発を実施する必要があるため、競争相手を打ち負かすことができる」という意味だということ。

⁶ 起訴状では、College of Precision Instrumentとなっているものの、天津大学ホームページ上（<http://www.tju.edu.cn/tdgk/jgsz/xyb/>）では、「精密仪器与光电子工程学院(简称精仪学院)」となっていたため、本文のように訳出した。

silicon etching技術が含まれたパワーポイントのスライド等をemailで送った。同日、H.LはAvagoの販売業者（vendor）にemailを送付し、「私は現在天津大学で、学生訓練目的でMEMSパイロット・ラインのセットアップを手伝っています（985計画で、資金は教育費から充当されます）」と述べ、当該emailをPangにも転送した。2008年12月11日、PangはZhangに、二つのシリコン・ウエハーを挟むAvagoの装置パッケージ・プロセスの写真をemailで送付した。

2009年2月、Zhangはemailを天津大学職員に送付し、先日、これまでアクセスできていなかったSkyworksの技術を担当することとなったので、「技術を習得する」ために必要な間、Skyworksにとどまり、その後、5月初旬に天津大学に異動すると提案した。

2009年6月、PangとZhangはそれぞれAvagoとSkyworksを退職し、天津大学教授に就任した。

2009年9月、PangはNovana, Inc. (Novana) をケイマン諸島に登記した。Novanaは、天津大学の指示により、Wei PangとHao Zhang等によってケイマン諸島に設立されたペーパー・カンパニーである。Novanaは、AvagoとSkyworksから窃取した営業秘密の合法的な供給源として設立された。天津大学は、Novanaの所有形態等の取決め（arrangement）を指示した。

2009年10月以降、複数回にわたり、Zhangは窃取したAvagoの技術を基に米国で特許申請をした。特許申請の基礎となった技術の出元を隠蔽し、Avagoが窃取に気付かないようにするため、米国でAvagoの技術を基にした米国特許を申請する際、Zhangの名前だけで申請し、Avago元従業員Pangの名前を特許申請から外した。他方で、彼らは中国でも同様の特許申請をしたが、こちらはPangとZhangを共同発明者として申請した。

天津マイクロ・ナノ製造技術（Tianjin Micro Nano Manufacturing Tech (MNMT)）⁷は、天津大学の投資部門として機能している。MNMTは、窃取した営業秘密の出元や、天津大学の保有に至る経路を偽装し、分かりにくくするため、Pangと

Zhang等と合弁企業を立ち上げた。2011年9月11日に設立されたROFSマイクロシステムズ（ROFS）が、MNMTとPang、Zhang等による合弁企業である。天津大学教授のJinping Chenが、ROFSマイクロシステムズの取締役役に就任した。ROFSは、天津大学が製造施設を設立し、窃取した営業秘密を後に利用するに当たり、「洗浄」する機能を果たした。

2011年秋、Avagoは、自社の営業秘密が含まれているZhangの米国での特許申請を見て、Pangの窃取に気付いた。

②Avago及びSkyworksにおける営業秘密の管理

AvagoやSkyworkも無策だったわけではない。起訴状によると、両社は以下のような営業秘密管理策を講じていた。

【Avagoの営業秘密管理】

- －ファイルを開くと、Avagoの知的財産である旨のバナーが表示される
- －Avago従業員は、Avago施設に入る際に、アクセス・バッチの着用が義務付けられていた
- －Avagoは、施設内外でセキュリティ・カメラを作動させていた。警備員は24時間体制で監視していた
- －Avagoのコンピュータ・システムへのアクセスには、割り当てられたログインIDとパスワードが必要であった。Avagoのコンピュータのモニターには、セキュリティのバナーや警告が表示された
- －AvagoのTドライブにアクセスするには、別に割り当てられたログインIDとパスワードが必要であり、ログイン前に秘密である旨の警告と、承認を閲覧に当たって求められた。さらに、Tドライブ内へのアクセスは、関係する特定のユーザーのフォルダーに限定されていた
- －AvagoのFBAR情報の公表は、いかなる内容でも事前承認対象であった
- －関係する物品に「秘密（Confidential）」と表示した

⁷ MNMTのホームページ（<http://www.manu.mn-mt.com/en/tech1.asp>）によると、MNMTは天津大学精密儀器与光電子工程学院に属している。

- 他社に承認を受けた情報を開示する際、Avagoは3年から5年の期間の秘密開示合意 (Confidential Disclose Agreement (CDA)) を利用し、ソースコードを含む開示の場合、10年であった
- Avagoは、プロジェクトにコードネームを用いた
- 関係するemailには、「秘密-転送禁止」と表示された
- 学術誌や発表に掲載し得る情報は、厳重に制限された

【Skyworksの営業秘密管理】

- キーカード・バッチが施設入講に必要
- 従業員がSkyworksのITネットワークにアクセスするには、ユーザーネームとパスワードが必要
- 制限された共有ドライブにアクセスするには、従業員の管理者からの承認が必要。サイト・アクセス、グループ・ユーザー・フォルダー・アクセス、アプリケーション・アクセス等、アクセス承認には何層もある
- 「従業員クリアランス手続」と名付けられたチェックリスト等、離職従業員を管理する手続がある。Skyworksは「退職保秘面接 (Confidential Exit Interview)」という表題の文書を完成させ、署名させること等、離職従業員に対して、面接を実施している。また、Skyworksは、離職従業員に「発明や知的財産、秘密情報に係る離職従業員に関する情報」、及び「標準事業活動」という表題の文書に署名を求める
- BAW (Bulk Acoustic Wave) ⁸ 関連の内容

を公表する前に、従業員が許可を取得することを要する

③天津大学の役割

本事案では、流出元であるPangやZhangだけでなく、天津大学教授であるJinping Chenのように、技術の受領側も起訴されている。Chenを含め、起訴された6名のうち、3名はROFS関係者である。一連の経緯も踏まえれば、天津大学側は「知らなかった」はずはなく、むしろ主体的な役割を果たしていたと米国側は考えていると思われる。FBI捜査官も、「今回露見した活動のように、外国政府が主導する (sponsored) 複雑な陰謀は、米国経済に不可逆的な打撃を与え、国家安全保障を損なう」と述べている⁹。

4. 液体ロケット燃料研究者からの流出 -ITAR違反事例¹⁰

2008年9月、物理学者のShu Quan-Shengは、中国に宇宙打上げに関する技術データと防衛役務 (defense service) を違法に輸出し、中国政府の役人に贈賄をしたとして逮捕された。2009年4月、禁固51ヶ月が言い渡された¹¹。

①事案の概要

Shuは、浙江大学助教授であったが、1983年渡米し、浙江大学に籍を残したまま、ワシントン大学で極低温物理学についての研究に従事していた。1998年に米国に帰化し、1998年にAMAC INTERNATIONAL, INC. (AMAC) を設立した。

AMACは、エネルギー省やNASAから資金を得て研究に従事した。AMACが獲得した研究費の一つでは、航空宇宙用途の液体燃料の極低温移送・貯蔵技術を開発していた。また、AMACは、エネル

⁸ BAWフィルターとは、圧電膜をモリブデンなどの電極層で挟み込んだ構造の共振器を使うフィルタのことで、FBARもBAWフィルターの一つである (日経テクノロジー online「NE用語 BAWフィルター」 (<http://techon.nikkeibp.co.jp/article/WORD/20060306/114139/?rt=ocnt>))。

⁹ Office of Public Affairs, Department of Justice, “Chinese Professors Among Six Defendants Charged with Economic Espionage and Theft of Trade Secrets for Benefit of People’s Republic of China”, May 19, 2015.

¹⁰ 本節では特に断りのない限り、裁判資料 (statement of facts (事実記載書)) (<https://www.justice.gov/sites/default/files/criminal-fraud/legacy/2011/02/16/11-17-08sheng-state-facts.pdf>) に基づいている。

¹¹ Department of Justice, “SUMMARY OF MAJOR U.S. EXPORT ENFORCEMENT, ECONOMIC ESPIONAGE, TRADE SECRET AND EMBARGO-RELATED CRIMINAL CASES (January 2009 to the present: updated August 12, 2015)”, August 2015, p92-93.

ギー省トーマス・ジェファーソン加速器施設内の応用研究センター（Applied Research Center）に所在していた。さらに、AMACは北京にも事務所を有していた。北京事務所を通じて、AMACは販売者である欧米企業と、購入者である中国政府機関の取引を仲立ちしていた。

2003年1月頃から、Shuは技術支援と外国技術獲得の専門知識を、海南島打上げ施設の設計、開発、エンジニアリング、製造に従事する中国政府機関に提供し始めた。人民解放軍総装備部、国防科学技術工業委員会（COSTIND）（当時）¹²監督下にある、中国運載火箭技術研究院（CALT）¹³傘下研究所の一つである101研究所（101 Institute）等の中国政府機関が、打上げ施設プロジェクトに関与していた。また、Beijing Special Engineering Design Research Institute（BSEDRI）¹⁴は、海南島打上げ施設の極低温液体貯蔵タンク調達を担当する政府機関であった。101研究所は、液体ロケットエンジンの最終組立及び試験施設である。また、ロケットの地上支援設備技術や極低温技術、自動管制・自動試験技術等にも関与している。

2003年1月以降、Shuは何度か訪中し、「液体水素、液体酸素技術－大規模な貯蔵や移転」といったプレゼンテーションを実施したり、AMACとBSEDRIとの協力について議論したりした。その結果、BSEDRIはAMACを液体水素・液体酸素貯蔵タンクシステムの製造・試験に関する入札に招いた。Shuはフランス企業Aにemailを送り、中国政府が液体水素貯蔵タンクに関心があることを伝えた。

2003年12月、ShuはBSEDRIに「商業情報、技術提案、財務提案－100m³液体水素タンク及び各種特殊極低温ポンプ・バルブ・フィルター・装置の設計、供給、エンジニアリング、組立て、試験、試運転」（以下、「提案書」という。）という表題の一連の情報を提出した。約50頁のもので、フランス企業Aが提供したタンクの設計図、性能や試験、使用に関するその他の技術情報が含まれていた。

Shuの努力により、2007年1月にフランス企業Aが契約を獲得し、AMACには手数料が支払われた。

②外為法上の仲介取引に当たらないブローカリング

国務省は本件とITARとの関係について、以下のように判定した。まず、「提案書」に記載されている、液体水素タンク“Standard 100M3 LH2 Tank”は、ITARが規制する防衛品目である。また、「提案書」には、ITARが規制している技術データが含まれている。さらに、“Standard 100M3 LH2 Tank”の中国の「打上げ施設」へ契約、購入、売却、移転を交渉、調整（arranging）し、見返りに手数料（fee, commission）その他の対価（consideration）を受け取ることは、ITAR129.9で定義される仲介行為（brokering activity）に該当する。なお、当該行為は、外為法が規制する仲介行為には当たらないと思われる¹⁵。

なお、Shuは、輸出許可申請はおろか、輸出者、仲介者の登録申請をしていない¹⁶。

③違法性の認識

裁判書類によると、Shuは自らの行為の違法性や、本件が軍事プロジェクトである、少なくとも軍事的側面があるプロジェクトがあるということを認識していたという。そうした認識を証明するために、様々なエピソードが記載されている。例えば、Shuは妻に対し、本プロジェクトは人民解放軍の調達部門である総装備部が監督していると述べていた。また、2005年11月、ShuはAMAC北京事務所の従業員Cに、米国人従業員に中国軍との事業に関する詳細を知らせないため、Shuへの連絡はemailではなく、FAXを使うようにと要望した。また、従業員Cが、AMAC米国従業員Aに、中国の真の最終需要者の素性を明かしてしまったことをShuは非難し、軍事技術を中国に送るには米国の制約があるので、中国軍と取引する際には、今後最終需要者を隠す（make up）よう従業員Cに指示した。

¹² 現在は、MIIT内の国防科学技術工業局（SUSTIND）となっている。

¹³ 経済産業省が公表している外国ユーザーリスト（平成28年3月29日版）掲載組織。

¹⁴ 英語名で検索すると、中国語名は「北京总装备部工程设计研究所」（北京総装備部工程設計研究所）と思われる。

¹⁵ 外国為替令第17条第3項では、「外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引」が規制対象の取引であり、「売買…に係る取次」はこうした行為に当たらない（「外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について」平成18・12・18貿易第3号）。

¹⁶ ITARでは、輸出者や仲介者は、個別の許可申請に先立ち、国務省への登録が必要である。

さらに、2006年4月、Shuは電話で従業員Cに、101研究所はフランス企業Aに全てを話してはいない、つまり「軍事的側面を伴う」本製品の101研究所の真の用途は、外部に公表していないことを意味するのだと述べた。

2006年5月、従業員Cは、フランス訪問ビザを獲得するためのフランス企業Aから101研究所の幹部への招待状に関して、フランス企業Aにemailを送った。従業員Cはemailで、「秘密のリクエストのため、101研究所と招待状に書けません。代わりにChina Great Wall Industry Corporationにしてください」と要請した。フランス企業Aは要望に従い、China Great Wall Industry Corporation宛に招待状を送付した。

2007年4月、Shuは電話で北京事務所の従業員Dに、別件の軍用レーダー用技術に関して、米国法を迂回するため、最終需要者情報を偽るよう指示した。Shuは「101研究所の件も、もし衛星打上げだと言え、300万ドルの価値がある本件を獲得できなかっただろう。理由を探すのだ。皆、隠している…教えてやろう、こうやって軍需産業はモノを購入しているのだ。そうだ、我々は軍需産業と取引をしているのだ」と語った。

④贈賄

Shuは契約獲得のために、中国側関係者に贈賄を申し出ており、その経緯も起訴状で生々しく触れられている。

2006年4月、Shuは101研究所の副局長（Deputy Director）Cに電話をし、科学研究等に幹部が利用するため、プロジェクト完了後、契約額の一定の「割合（“percentage”）」を、AMACは幹部に配分する慣行であると話した。副局長Cは、Shuは大変思慮深いと述べた。この会話を受け、Shuは妻に、副局長CはShuの申し出を断らなかったと言った。さらに、Shuは101研究所主任技師Dにも電話で連絡をした。

2006年5月、Shuは主任技師Dに取引額の3%で

はどうかと持ちかけた。主任技師Dは、101研究所長Eにも連絡すべきであると言った上で、「フランス企業Aの提示額は、競争相手であるドイツ企業やロシア企業よりもかなり高い。しかも彼らは5%を提示している」と述べ、AMACも5%を提供すべきであると忠告した。

その後、Shuはフランス企業Aに5%に割合を引き上げる必要があることを話したと、主任技師Dに電話で説明をした。Shuは、提示額を副局長Cと主任技師Dで折半するようと言った。その上で主任技師Dに競争相手の正確な提示額を開示するよう依頼した。主任技師Dは、Shuのために情報を入手することを了解した。

さらに、主任技師Dは所長Eには別に2%を提供するようと言って、所長Eの電話番号を教えた。その際、Shuに主任技師Dと副局長Cへの割合を言っただけでないと釘をさし、あくまでもShuと所長Eの間だけの話だと強調せよと忠告した。Shuは忠告に従って所長Eに2%の提供を申し出たものの、所長Eは申し出を断った。

5. ボーイング社元従業員

ー志願して数十年に渡るスパイ活動¹⁷

2008年2月、ボーイング社元従業員Dongfan Chungは、30年以上にわたって中国政府のためにスパイ活動をし、スペースシャトルやデルタIVロケット等の技術情報や営業秘密を窃取したとして逮捕された。2010年2月、禁固188ヶ月が言い渡された¹⁸。

①事案の概要

Chungは1973年7月から2002年9月までロックウェル社従業員であり、ロックウェル社がボーイング社に合併されてからは、ボーイング社社員であった。2003年3月頃から2006年9月までは、ボーイング社の契約社員であった。Chungは、スペースシャトルの技術者であり、デルタIVやC-17（米軍輸送機）のプロジェクトに従事したことは一度もない。ロックウェル社とボーイング社の雇用契約と秘密保

¹⁷ 本節の記述は、特に断りのない限り、起訴状（<https://www.justice.gov/archive/opa/pr/2008/February/chung-indictment.pdf>）の記述に基づいている。

¹⁸ United States Attorney's Office Central District of California, Department of Justice, "FORMER BOEING ENGINEER SENTENCED TO NEARLY YEARS IN PRISON FOR STEALING AEROSPACE SECRETS FOR CHINA", February 8, 2010.

持資格（クリアランス）の条件で、Chungは外国旅行、外国人職員との接触、外国での企業情報の利用や開示の計画を報告する必要があった。

Chungは日付不詳の手紙をハルビン工業大学のChen Lung Ku教授に送った。その中で、飛行ストレス分析（flight stress analysis）に関する3セットのマニュアルを船便で送付したと伝えた。Chungは、「お国のために何ができるか分かりません。30年以上、中国の愛国者であり、祖国の人民の努力による成果に誇りを持っているものの、私は何も貢献していないことは慙愧に堪えません」と書いた。さらに、「4つの現代化に貢献するため、努力していきたい」と書かれていた。1979年9月、ChungはKu教授からの返信を受け取る。その中で、Chungが送付した「3点全て」を受け取ったと述べた。Kuは、「あなたの愛国心に心を打たれました」と書いている。

1985年2月、ChungはQinan Chenからの手紙を受け取った。Chenは中航技進出口責任有限公司（China National Aero-Technology Import and Export Corporation（CATIC））技術導入部（Technical Import Department）副部長であった。手紙では、Chungが計画している訪中時における講演の際、具体的に期待される技術内容に関する「考慮事項」が書かれていた。Chenは、「便宜のため」、Chungの義兄に資料（material）を渡し、彼に運んでもらうよう書いた。1985年6月、Chungは訪中し、中国の政府系大学や航空機製造企業で、航空機や宇宙船技術に関する講義を行なった。1985年12月、Chungは南昌飛機製造公司（Nan Chang Aircraft Company）の「主任技師Feng」（“Chief Engineer Feng”）に手紙を送った。Chungは米国に帰国後、少しずつ「マニュアル」を集めていると書いた。マニュアルには、24冊のロックウェル製B-1爆撃機のものもあった。本マニュアルの表紙には次のような文言があった。

本冊の所有は、ロックウェル・インターナ

ショナル社航空課（Aerospace Division）のエンジニアに限られる。ロックウェル・インターナショナル社や、限定された政府機関以外への開示は禁止される

Chungはマニュアル送付が難しいことを手紙で伝え、誰かに中国に持って行ってほしいと書いた。Chungは、サンフランシスコ領事館の教育担当領事Zhen Lan Zhanを通じて、マニュアルを送ったと手紙で伝えた。

1987年5月2日付けの手紙で、航空産業部（Ministry of Aviation（現 中国航空工業集团公司（AVIC））¹⁹のGu Weihaoは、Chungが広州に来るよう依頼し、「安全な」場所で同僚たちと会議を設けると書いた。さらに、その手紙では、芸術家であるChungの妻が訪中の招請を受けるといった、訪中の「カバー・ストーリー」を提案した。

（起訴状では、1980年代のChungの行為を「中国政府からの米国技術の要求」として記載し、以下のように、次節では「明らかな行為」として、2000年代以降の行為が記載されており、その間の行為についての記載はない）

2001年4月6日、Chungは訪中し、スペースシャトルに関する講義を行なった。

2006年9月11日、Chungは、スペースシャトル、デルタIV、C-17に関する書類をボーイング社の許可なく持ち帰り、家に隠し持っていた。これらは全てボーイング社の営業秘密の許可なき領得に当たる。（同日にFBIから家宅捜索を受けており、その際にこれらの資料が自宅から発見された。合計で250,000頁以上にものぼり、室内と床下から発見された²⁰。）

②秘密情報取得の可罰性

起訴状では、2006年9月11日に自宅の捜索をした際に発見された、スペースシャトルやデルタIV、C-17に関する書類（営業秘密）を隠匿していたことが、必要な許可を得ずに取得したものであること

¹⁹ 起訴状では、Ministry of Aviationとなっているものの、AVICのホームページ（<http://www.avic.com/en/aboutus/history/index.shtml>）では、Ministry of Aviation Industryとなっているので、航空産業部と訳した。

²⁰ United States Attorney's Office Central District of California, Department of Justice, "FORMER BOEING ENGINEER SENTENCED TO NEARLY YEARS IN PRISON FOR STEALING AEROSPACE SECRETS FOR CHINA", February 8, 2010.

を知らながら、営業秘密を違法に保有しているとされた。プロジェクトに従事したことの無いデルタIVやC-17に関する書類は、Chungにアクセス権がなかったと思われることから、我が国の不正競争防止法第21条第1項第一号における「管理侵害行為により、営業秘密を取得した者」に当たるとはならないと思われる。他方で、スペースシャトルの営業秘密に関しては、Chungに元々アクセス権があった可能性もある。その場合であっても、同項第三号「営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、…その営業秘密の管理に係る任務に背き、…営業秘密を領得した者」のうち、「営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること」に当たるとはと思われる。他方、もし、特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）における特定秘密であった場合、アクセス権のない情報の取得に関しては、「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、…財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、…その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者」（特定秘密保護法第24条）に当たるとはと思われるが、特定秘密保護法には、不正競争防止法第21条第1項第三号に相当する規定はない。

6. 政府・軍・企業・大学・研究機関の融合

ここまで4件の摘発事例を紹介してきた。いずれも「中国」への技術流出や、「中国政府」のスパイ活動といった文脈で摘発されているが、必ずしも中国政府機関が当事者になっているわけではない。まして中国人民解放軍そのものの影は薄い。直接の当事者は、企業や大学、研究者等である。他方で、大学間の連携だから、研究者同士の交流だから、企業間の取引だから、と簡単に割り切れないものであることも垣間見ることができる。政府・軍・企業・大学・研究機関それぞれが融合しているとも言えよう。また、こうした事件は必ずしも他人事ではない。我が国の警察白書では、「我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っている」といった認識が示されている²¹。続けて、「警察では、我が国の国益が損なわれることがないよう、こうした工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている」ことにも留意すべきであろう²²。

²¹ 警察庁『平成27年版警察白書』（日経印刷、2015）178頁。

²² 同上。